目　　次

令和8年6月定例会

ＮＯ	議案番号	件　　名
1	議 案 第 39 号	専決処分の承認を求めることについて
2	議 案 第 40 号	専決処分の承認を求めることについて
3	議 案 第 41 号	箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議 案 第 42 号	箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
5	議 案 第 43 号	箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
6	議 案 第 44 号	箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
7	議 案 第 45 号	令和8年度箱根町一般会計補正予算（第1号）
8	議 案 第 46 号	工事請負契約の締結について
9	議 案 第 47 号	工事請負契約の締結について
10	議 案 第 48 号	工事請負契約の締結について
11	議 案 第 49 号	工事請負契約の締結について
12	議 案 第 50 号	物件供給契約の締結について
13	議 案 第 51 号	工事請負契約の一部変更について
14	議 案 第 52 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）について

別紙、令和 7 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）のとおり

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）

除雪関係経費について、規定予算を補正する必要が生じたため、令和 7 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専　決　処　分　書

令和7年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

箱根町長　勝　俣　浩　行

令和７年度箱根町一般会計補正予算（専決第３号）

令和７年度箱根町の一般会計補正予算（専決第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,852,757千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		1,355,855	34,200	1,390,055
	5 基金繰入金	1,340,855	34,200	1,375,055
歳　入　合　計		15,818,557	34,200	15,852,757

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
35 土木費		713,025	34,200	747,225
	10 道路橋りょう費	318,893	34,200	353,093
歳出合計		15,818,557	34,200	15,852,757

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
65　繰入金	1,355,855	34,200	1,390,055
歳　入　合　計	15,818,557	34,200	15,852,757

歳　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35　土木費	713,025	34,200	747,225	0	0	0	34,200
歳　出　合　計	15,818,557	34,200	15,852,757	0	0	0	34,200

２ 歳 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
65		繰入金	1,355,855	34,200	1,390,055
	5	基金繰入金	1,340,855	34,200	1,375,055
		5 財政調整基金繰入金	1,332,303	34,200	1,366,503

（単位：千円）

節		説　　明
区　分	金　額	
5 財政調整基金繰入金	34,200	財政調整基金繰入金追加　34,200

3 歳 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
35		土木費	713,025	34,200	747,225				34,200
	10	道路橋りょう費	318,893	34,200	353,093				34,200
		25 雪害対策費	20,000	34,200	54,200				34,200

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
10 需用費	5,200	○経常経費追加　34,200 10 消耗品費追加　5,200
12 委託料	29,000	12 除雪・薬剤散布委託料追加　29,000

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

別紙、箱根町町税条例等の一部を改正する条例のとおり

令和8年6月10日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されたことに伴い、箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定をしたので、ここに報告し、承認を求めるものである。

専　決　処　分　書

箱根町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

箱根町長　勝　俣　浩　行

箱根町町税条例等の一部を改正する条例

（箱根町町税条例の一部改正）

第１条　箱根町町税条例（昭和51年箱根町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第13条の２第１号中「及び第３号」を「から第４号まで」に改め、同条第２号中「所得税法第78条第３項及び」を削る。

第28条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第28条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書き中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第28条の２第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第28条の２第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第28条の３から第28条の６までを削る。

第28条の７（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第28条の３とする。

第29条の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第30条の見出し及び同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第２項中「第１項」を「前項」に改める。

第31条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の４の２様式」を「施行規則第33号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「施行規則第33号の４の２様式」を「施行規則第33号の４様式」に改める。

第32条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第33条の見出し及びに同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第34条第2項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第43条第1項第2号中「、第28条の5第1項」を削り、同項第4号中「第28条の5第2項又は」を削る。

附則第8項及び第11項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第14項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「2分の1」を「3分の1」に改める。

附則第15項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「2分の1」を「3分の1」に改める。

附則第16項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「2分の1」を「3分の1」に改める。

附則第17項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「2分の1」を「3分の1」に改める。

附則第18項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「14分の11」を「2分の1」に改める。

附則第19項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「12分の7」を「2分の1」に改める。

附則第20項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「12分の7」を「2分の1」に改める。

附則第21項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改める。

附則第22項から第24項までを削る。

附則第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第26項を附則第23項とし、附則第27項を附則第24項とする。

附則第28項の前の見出しを削り、同項を附則第25項とし、同項の前に見出しとして「(固定資産税の税率の特例)」を付する。

附則第29項を附則第26項とする。

附則第30項中「附則第28項」を「附則第25項」に改め、同項を附則第27項とする。

附則第31項中「附則第28項」を「附則第25項」に改め、同項を附則第28項とする。

附則第32項の前の見出し、同項及び附則第33項から第35項までを削る。

附則第36項から第39項までを削る。

附則第40項の前の見出し、同項及び附則第41項を削る。

附則第42項の前の見出しを削り、同項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第29項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の税率の特例)」を付する。

附則第43項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第30項とする。

附則第44項中「法第446条第1項3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第31項とする。

附則第45項を削る。

附則第46項の前の見出しを削り、同項中「の種別割」を削り、「附則第43項から前項まで」を「附則第30項又は前項」に改め、同項を附則第32項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の賦課徴収の特例)」を付する。

附則第47項中「の種別割」を削り、同項を附則第33項とする。

附則第48項中「の種別割」を削り、同項を附則第34項とする。

附則第49項を附則第35項とし、附則第50項を附則第36項とする。

(箱根町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条　箱根町町税条例の一部を改正する条例(平成26年箱根町条例

第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「の種別割」を削り、「附則第 46 項の規定」を「附則第 29 項の規定」に改め、同項の表中「附則第 46 項」を「附則第 29 項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中箱根町町税条例第 13 条の 2 の改正規定及び次項の規定は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

2　所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前項ただし書の規定による改正後の箱根町町税条例第 13 条の 2（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第 1 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

3　別段の定めがあるものを除き、改正後の箱根町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4　令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

5　改正後の箱根町町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

6　この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7　令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 41 号

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、一部を除き令和 8 年 9 月 24 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（箱根町監査委員条例の一部改正）

第１条　箱根町監査委員条例（昭和31年箱根町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改める。

（箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年箱根町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年９月24日から施行する。

議案第 42 号

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）の施行に伴い、新たに交付される特定在留カード等を利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例

箱根町印鑑条例（昭和 58 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「個人番号カード(」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）

災害その他非常の場合において、町長以外の水道事業者又は当該水道事業者の指定を受けた者による給水装置工事の施行を可能とする等のため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例

箱根町水道事業給水条例（平成10年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「(前項の規定により町長以外の水道事業者又は町長以外の水道事業者により法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる場合におけるその者を含む。次条第2項及び第42条第2項において同じ。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、町長が必要と認めるときは、町長以外の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は町長以外の水道事業者により法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる。

第37条第1号中「日本住宅公社」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和 8 年政令第 179 号)が令和 8 年 5 月 27 日に公布され、同日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第18条中「 315,000 円」を「 330,000 円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第18条の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由の生じた箱根町消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

議案第45号

令和8年度箱根町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度箱根町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,483千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,268,483千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条　継続費の変更は、「第2表　継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条　地方債の追加は、「第3表　地方債補正」による。

令和8年6月10日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		998,282	22,783	1,021,065
	5 基金繰入金	998,282	22,783	1,021,065
75 諸収入		144,606	1,900	146,506
	25 雑入	103,210	1,900	105,110
80 町債		2,168,200	20,800	2,189,000
	5 町債	2,168,200	20,800	2,189,000
歳入合計		14,223,000	45,483	14,268,483

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,438,238	1,933	2,440,171
	5 総務管理費	2,157,660	1,933	2,159,593
20 衛生費		4,603,445	11,143	4,614,588
	5 保健衛生費	501,420	11,143	512,563
40 消防費		1,097,899	32,407	1,130,306
	5 消防費	1,097,899	32,407	1,130,306
歳出合計		14,223,000	45,483	14,268,483

第２表　継続費補正

（変更）

款	項	事　業　名	補正前			補正後		
			総　額	年度	年割額	総　額	年度	年割額
20 衛生費	05 保健衛生費	（仮称）温泉地域診療所建設事業	千円 189,970	令和７年度	千円 94,985	千円 201,113	令和７年度	千円 94,985
				令和８年度	94,985		令和８年度	106,128

第３表　地方債補正

（追加）

起　債　の　目　的	限　度　額	起 債 の 方 法	利　率	償 還 の 方 法
仙 石 原 分 署 建 設 事 業	千円 20,800	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	６．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
65　繰入金	998,282	22,783	1,021,065
75　諸収入	144,606	1,900	146,506
80　町債	2,168,200	20,800	2,189,000
歳　入　合　計	14,223,000	45,483	14,268,483

歳　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10　総務費	2,438,238	1,933	2,440,171	0	0	1,900	33
20　衛生費	4,603,445	11,143	4,614,588	0	0	0	11,143
40　消防費	1,097,899	32,407	1,130,306	0	20,800	0	11,607
歳　出　合　計	14,223,000	45,483	14,268,483	0	20,800	1,900	22,783

２ 歳 入

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
65		繰入金	998,282	22,783	1,021,065
	5	基金繰入金	998,282	22,783	1,021,065
		5 財政調整基金繰入金	979,357	22,783	1,002,140
75		諸収入	144,606	1,900	146,506
	25	雑入	103,210	1,900	105,110
		10 雑入	103,168	1,900	105,068
80		町債	2,168,200	20,800	2,189,000
	5	町債	2,168,200	20,800	2,189,000
		40 消防債	31,300	20,800	52,100

（単位：千円）

節		説　　明	
区　分	金　額		
5 財政調整基金繰入金	22,783	財政調整基金繰入金追加	22,783

5 総務費雑入	1,900	コミュニティ助成事業助成金追加	1,900

5 消防債	20,800	仙石原分署建設事業債	20,800

3 歳 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源
10		総務費	2,438,238	1,933	2,440,171			1,900	33
	5	総務管理費	2,157,660	1,933	2,159,593			1,900	33
		45 防災対策費	177,215	1,933	179,148			1,900	33
20		衛生費	4,603,445	11,143	4,614,588				11,143
	5	保健衛生費	501,420	11,143	512,563				11,143
		5 保健衛生総務費	198,723	11,143	209,866				11,143
40		消防費	1,097,899	32,407	1,130,306		20,800		11,607
	5	消防費	1,097,899	32,407	1,130,306		20,800		11,607
		15 消防施設費	61,400	32,407	93,807		20,800		11,607

（単位：千円）

節		説　明
区　分	金　額	
17 備品購入費	1,933	○地震等災害対策事業追加　1,933 17 備品購入費　1,933

12 委託料	737	○（仮称）温泉地域診療所建設事業追加　11,143 12 委託料追加　737 14 工事請負費追加　10,406
14 工事請負費	10,406	

11 役務費	242	○仙石原分署建設事業　32,407 11 役務費　242 12 委託料　1,257 16 公有財産購入費　27,828 21 補償補填及び賠償金　3,080
12 委託料	1,257	
16 公有財産購入費	27,828	
21 補償補填及び賠償金	3,080	

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

（単位　千円）

款	項	事業名	全体計画								前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)
			年度		年割額	左の財源内訳										
						特定財源			一般財源							
						国県支出金	地方債	その他								
20 衛生費	05 保健衛生費	（仮称）温泉地域診療所建設事業	7		94,985	0	0	15,000	79,985	0	37,580	57,405	94,985	0	47.2
			8	補正前	94,985	0	0	0	94,985	0	0	94,985	94,985	0	50.0
				補正額	11,143	0	0	0	11,143	0	0	11,143	11,143	0	2.8
				補正後	106,128	0	0	0	106,128	0	0	106,128	106,128	0	52.8
			計	補正前	189,970	0	0	15,000	174,970	0	37,580	152,390	189,970	0	97.2
				補正額	11,143	0	0	0	11,143	0	0	11,143	11,143	0	2.8
				補正後	201,113	0	0	15,000	186,113	0	37,580	163,533	201,113	0	100.0

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

（単位 千円）

区分		前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1．普通債	補正前の額	6,951,448	8,140,608	2,168,200	628,047	9,680,761
	補正額	0	0	20,800	0	20,800
	補正後の額	6,951,448	8,140,608	2,189,000	628,047	9,701,561
9. 消防	補正前の額	1,008,514	1,047,035	31,300	90,264	988,071
	補正額	0	0	20,800	0	20,800
	補正後の額	1,008,514	1,047,035	52,100	90,264	1,008,871
合計	補正前の額	7,507,030	8,554,218	2,168,200	740,400	9,982,018
	補正額	0	0	20,800	0	20,800
	補正後の額	7,507,030	8,554,218	2,189,000	740,400	10,002,818

議案第 46 号

工事請負契約の締結について

次のとおり粗大ごみ処理施設改修事業　粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事の工事請負契約を締結する。

１　契約の相手方
東京都品川区西品川１丁目１番１号
株式会社神鋼環境ソリューション　東京支社
東京支社長　佐藤　義一

２　契約金額
金　201,300,000　円

令和８年６月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）
粗大ごみ処理施設改修事業　粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事について、令和８年５月 20 日に見積合せをしたところ、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第２条の規定により提出するものである。

議案第 47 号

工事請負契約の締結について

次のとおり宮ノ下駐車場整備事業　宮ノ下駐車場長寿命化改良工事（工区 2）の工事請負契約を締結する。

１　契約の相手方
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野 913 番地
株式会社勝俣組
代表取締役　勝俣　徳彦

２　契約金額
金　90,893,000　円

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）
宮ノ下駐車場整備事業　宮ノ下駐車場長寿命化改良工事（工区 2）について、令和 8 年 5 月 18 日に見積合せをしたところ、株式会社勝俣組が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 48 号

工事請負契約の締結について

次のとおり町営住宅整備事業　仙石原町営住宅 CD 棟外壁及び屋根改修工事の工事請負契約を締結する。

１　契約の相手方
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 465 番地
株式会社勝俣工務店
代表取締役　勝俣　敏彦

２　契約金額
金　96,800,000　円

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）
町営住宅整備事業　仙石原町営住宅 CD 棟外壁及び屋根改修工事について、令和 8 年 5 月 21 日に一般競争入札をしたところ、株式会社勝俣工務店が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 49 号

工事請負契約の締結について

次のとおり箱根関所復元再整備事業　復元施設再整備工事の工事請負契約を締結する。

１　契約の相手方
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 465 番地
株式会社勝俣工務店
代表取締役　勝俣　敏彦

２　契約金額
金　122,650,000　円

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）
箱根関所復元再整備事業　復元施設再整備工事について、令和 8 年 5 月 21 日に一般競争入札をしたところ、落札者がなく不調となった。このため、5 月 25 日に最低価格を提示した者と見積合せを実施し、株式会社勝俣工務店が落札したので、本案をもって随意契約にて工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 50 号

物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

1　購入品名・車名・台数

(1) 購入品名　小型動力ポンプ付積載車（第 8 分団）

(2) 型　式　　いすゞ　エルフ（ダブルキャブ）

(3) 台　数　　1 台

2　契約の相手方

東京都大田区大森東 5 丁目 34 番 9 号　ウィステリア大森東 201

小川ポンプ工業株式会社　東京事務所

所長　猶原　浩司

3　契約金額

金　21,340,000　円

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）

消防車両整備事業　小型動力ポンプ付積載車（第 8 分団）購入について、令和 8 年 4 月 27 日に指名競争入札をしたところ、小川ポンプ工業株式会社　東京事務所が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。

議案第 51 号

工事請負契約の一部変更について

（仮称）温泉地域診療所建設事業　温泉地域診療所建設工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

請負契約金額
当初の金額　　182,050,000 円を
　　192,456,000 円に改める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

箱根町長　勝　俣　浩　行

（提案理由）
令和 7 年 9 月 1 日に議決を得た「（仮称）温泉地域診療所建設事業　温泉地域診療所建設工事」に関する「議案第 60 号　工事請負契約の締結について」の設計内容の変更を要するため、請負契約金額を変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。